

(7) 授業に臨んで

ア 授業を行うということはどういうことか

教室は、「一所懸命」の場である。

授業を行うことは、単に教科書の記載事項をおうむ返しに伝達するというような状態ではない。教師は、生徒の「知的世界」が広がっていくことができるよう、わかりやすい魅力的な授業を工夫する必要がある。そのための教材研究は不可欠である。教材研究により、深い知識や技能を身につけておくことが望まれる。

イ 教師の姿勢

いったん教室に入ってから、自信をもって授業を行うべきである。生徒は、教師の一挙手一投足に注目している。特に新任の教師に対してはその傾向が強い。教師もまた、生徒の期待に応えなければならない。

教壇に立ったときの確認事項

- 1 教師としての正しい言葉遣いをしているか
- 2 教師として、ふさわしい服装であるか
- 3 温かくかつ厳しい誠実な態度で接しているか
- 4 落ち着いた雰囲気ですぐに授業が始められるように配慮しているか
- 5 始業のあいさつや生徒の服装など正させているか
- 6 教科書やノート等を机の上に準備させているか
- 7 授業の妨げになる物を机上から取り除いているか
- 8 心をこめて話し、褒めるべきときは褒め、叱るべきときは叱っているか

生徒は、自分の努力が認められ、褒められることによって、充実した気もちになり、「もっと頑張ろう」という意欲が沸くものである。

褒める・認める

- 1 よく観察して、小さなことでも褒めたり、認めたりする
- 2 皆の前で褒めたり、認めたりすると自信になる
- 3 グループやクラス、学年などの集団を褒めたり、認めたりする
- 4 褒めるべきときには、大げさに褒める

叱るとは、生徒の誤った考え方や行いなどについて、それが誤りであることを分からせるための指導であり、改善への方向付けをすることである。

しかし、叱り方によっては、生徒との人間関係が著しく悪化させることがある。絶対に、生徒の人格を否定してはいけない。

留意点

- 1 なぜ叱られているのかを理解させる
- 2 導くべき正しい方向性が明確であること

- 3 過度の感情表出は慎む（叱ることと怒ることは違う）
- 4 他との比較をしない（兄弟姉妹と比較、他のクラスや他の学校と比較）
- 5 生徒の性格や能力などをよく理解した上で叱る

（生徒に対するアンケートから）

＜生徒が教師を嫌いになるいくつかの事例＞

平素、温厚な人柄の先生だと思って尊敬していたのに、ある時、急に感情丸出しで、言葉汚く友人をののしったとき。

理解もあり、生徒の意見もよく聞いてくれる先生だったのに、ある時、急に独断的、一方的に指示を出し、質問をしたら怒鳴られたとき。

期末試験が近づいたら、授業のピッチが急に速くなり、説明もぞんざいで、ただ先へ進めばよいというように見えたとき。

急に生徒たちを見下して、皮肉ったり馬鹿扱いしたとき。

はっきり是非を判定せず、ぐずぐずして自信がないように見えたとき。

不正行為をしている生徒を見ても、知らん顔をしている姿を見たとき。

えこひいきをする態度を見たとき。

ウ 発 問

授業の中で生徒に質問し、答えを求めることは、**生徒を主役とした学習指導、双方向の学習指導を実現する最も基本的な形態**であり、また、授業の緊張感を高めるなど授業展開の重要なポイントである。熟練した教師は、適切な時点で、適切な質問や生徒の応答に対する承認や励ましの評価を行うことによって、生徒の興味・関心を高め、成就感を与えるとともに、自分の授業の計画や具体的展望の軌道修正を絶えず行っている。

発問 思考 応答 評価の過程で、生徒に思考の機会を与えるなどして、生徒を巧みにルールからルールへと導き、学力の定着を図ることが大切である。

） 発問の役割

発問は、思いつきでされるものではない。常に学習のねらいを深め、**学習の過程に即して意図的になされなければならない**。すなわち、1時間の学習過程に応じて、その役割が違っていることを理解すべきである。

留意点

- ・ 導入時の発問・・・本時の学習への関心を高め、ねらいを明確に。
- ・ 展開時の発問・・・生徒の思考力を高める発問をしよう。
また、小ステップごとの知識・理解の定着度を確認、次の段階への発展のきっかけとなるもの。
- ・ まとめ時の発問・・・本時の要点を整理し、次時への展望を与えるもの。

） 発問に際して

発問に際しては、次の点に留意して、発問が上記の役割を担うものになるよう工夫しなければならない。

留意点

- 生徒全員にその発問の位置付けが分かること。
- その発問がクラスの他の生徒たちにも向けられていること。
- 生徒の応答には、承認や励ましの評価を行うこと。成就感をもたせるような配慮が必要。
- 予想外の答えであった場合、その答えをうまく位置付けること。
- 教師側の授業進行のシナリオにあてはまらないものを評価しないという態度をとってはいけない。
- 発問の主旨を明確にすること。
- 「あの」「その」「この」の指示語を避け、簡潔な表現をすること。
- 生徒の思考がとぎれないように、発問をすること。
- 単なる正誤だけの判断でなく、その生徒の思考の仕方を尋ねること。
- 生徒が立てた論理を知ることによって指導方法の改善を図ることができ、授業への生徒の主体的な参加が期待できる。
- 生徒の発言は、終わりまで聞くこと。
- 必要ならば、具体的な方法、手順をはっきりさせるような助言をする。
- 発問した後は、考える時間を与えること。
- 特定の生徒に指名が偏ることのないよう配慮すること。
- 指名は生徒の個人名を敬称をつけて呼ぶこと。
- 安易に出席番号などで指名しない。
- 同時に二つ以上の発問や指示をしない。

エ 板書

教師は、板書の内容や技術を意識的に工夫し、板書と一体化した教師の説明が必要である。

留意点

- 板書は思いつきであってはならない。
- 板書事項は授業者の頭の中に入れておく。
- 1時間の授業が終ったときの板書がどうなっているかを想定し、1時間分の板書があらかじめ構造的につくられ、準備されていること。
- 生徒が発表しているとき、教師が生徒に背を向けて板書してはいけない。
- 生徒が発表するときは、教師はその生徒の顔を見て聞くこと。
- 教師が書く文字は、正しく、丁寧な文字を書くこと。間違った文字を書いたり、筆順がいい加減だったりではよくない。文字の大きさ、チョークの色や濃淡にも配慮すること。
- 生徒がノートに書き写す時間を必ずとること。

オ 学習形態

授業の学習形態は、教師の側からみるか、生徒の側から見るかによって、分類の仕方が異なる。

教師の側からみた学習形態

狭義の教授法（講義・教科書・展示）

自習法（体験・観察・実験・読書・反復・プログラム学習・生産的作業）

相互学習法（問答・討議）

子どもの側からみた学習形態

一斉学習（講義・発問・討議）

個別学習（発見学習・課題学習・プログラム学習）

グループ学習（問答・討議）

授業は、教師と生徒の相互作用によって成立する。単なる知識の暗記ではなく、思考力、判断力、表現力などを身につけられるよう体験的な学習、問題解決的な学習に積極的に取り組むよう学習形態を工夫し、一層の授業改善が必要である。

(8) 授業評価

「指導と評価の一体化」を実現するには、生徒の反応を具体的に確実に受け止め、「生徒による授業評価」を実施することが有効である。

その際、調査結果への対応の仕方によっては、ややもすれば生徒に迎合する危険もある。生徒のニーズに応え、よりわかりやすい授業を目指す部分と、努力を促したり、規律を守らせたりする部分との違いを見失わないようにしなければならない。

(9) テスト

観点別の評価を進める以上、ペーパーテストは教育評価のすべてではなく、それ以外の各種の評価を適切に組み合わせ、的確な評価を工夫する必要がある。しかし、ペーパーテストも、評価のための重要な資料であり、とりわけ、高等学校における定期考査は、学習活動の中で、重要な部分として位置付けられている。

作成・処理についての留意点

テスト問題の作成は、学習活動を的確に評価できる、妥当性と信頼性を持った問題とすること。

テストの内容と処理は、生徒自身の学習成果の点検、課題の追求や解決の過程に役立つものであること。

テスト結果は、個別の正答率調査・誤答研究をするなど、次の指導にフィードバックできるようにすること。

(10)情報機器の活用

児童・生徒が興味関心を持ち、主体的に授業に取り組むためには、ICT(Information and Communication Technology) の活用が効果的である。教育委員会では児童・生徒や教職員が ICT を活用した授業に取り組めるように、県内の学校及び教育機関をネットワークで接続した「学校間総合ネット」(学校間総合ネット教育情報ポータル <http://www.gifu-net.ed.jp/>) を整備している。

例えば次のようなサービスがある。

ネットワークを通しての学習を可能とする教育用コンテンツ(まると学園)
遠隔共同学習を可能とするテレビ会議システム
教職員による情報交換や情報共有を可能とする教職員メールシステム

「学校間総合ネット」の詳細については、「情報教育の手引き」を参考にすること。
http://www.gifu-net.ed.jp/tmd/dpto/it_text/index.html

ICT を活用する上で注意することは、授業中むやみに使用するのではなく、次のようなポイントで使用すると効果的である。

ICT 活用ポイント

授業の導入やまとめ
課題提示
児童・生徒の意見発表や交流の場面

ICT を活用した授業実践事例は、岐阜県まると学園 学習室

高等学校は、学習室(高) http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/top_koukou.htm

特別支援学校は、学習室(特) <http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/tshien.html>

ところで、ICT の授業への活用は児童・生徒の興味・関心を高め、効果がある反面、ネットワークの利用にかかわる次のような問題も発生している。

問題点

掲示板やチャットに書き込まれた誹謗・中傷や有害情報の氾濫
ウィルス等を防ぐセキュリティの難しさ
インターネットを利用した犯罪、個人情報の漏洩

このような問題を適切に指導するためには、教師自身が、情報モラルの理解を深める必要がある。情報モラルに関する学習教材や資料は、岐阜県まると学園・学習室・教職員のためのコンテンツ(<http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/teacher.html>) に留意してあるので活用すること。

情報モラル…情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

4 総合的な学習の時間

(1) 教育課程上の位置付け

総合的な学習の時間は、各学校の教育課程上必置としており、その単位数は、必履修教科・科目の単位数と同様、卒業までに履修させる単位数の中に含んでいなければならない。総合的な学習の時間の単位数については、卒業までに3～6単位を標準としている。

(2) 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

指導計画の作成に当たっての配慮事項

学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価計画を示すこと。

地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。

日常生活や社会とのかかわりを重視すること。

育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。

学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。

各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。

総合学科においては、総合的な学習の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

内容の取扱いについての配慮

各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。

問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。

自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

体験活動については、各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

5 特別活動

特別活動は、学校教育における固有の教育活動であり、生徒の学校生活を支える基盤をなすとともに、社会の構成員として自己表現を図る資質や能力の育成を目指す教育活動として「生きる力」の育成と深く結びついている。学習指導要領においては、特別活動のねらいと内容を次のように定めている。

<ねらい>

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

<内 容>

(1) ホームルーム活動

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

ホームルームや学校の生活づくり

ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決、ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動、学校における多様な集団の生活の向上

適応と成長及び健康安全

青年期の悩みや課題とその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会生活における役割の自覚と自己責任、男女相互の理解と協力、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立、ボランティア活動の意義の理解と参画、国際理解と国際交流、心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立、生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

学業と進路

学ぶことと働くことの意義の理解、主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用、教科・科目の適切な選択、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい勤労観・職業観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計

(2) 生徒会活動

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

生徒会の計画や運営

異年齢集団による交流

生徒の諸活動についての連絡調整

学校行事への協力

ボランティア活動などの社会参画

(3) 学校行事

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

儀式的行事

文化的行事

健康安全・体育的行事

旅行・集団宿泊的行事

勤労生産・奉仕的行事

部活動について

生徒の自発的・主体的な参加による部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、**学習意欲の向上や責任感、連帯感の寛容に資するもの**であり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

6 生徒指導

(1) 生徒指導とは

生徒指導は、「すべての児童生徒の最上の人格発達をねらいとし、教育課程が効果的に進められるための保障機能である。」とされている。このことは、全教育活動に生徒指導の機能が発揮されねばならないということであり、すべての教職員が生徒指導に当たらねばならないことを意味している。

(2) 生徒指導の目標

一人一人の生徒の人格の価値を尊重し、個性の伸長を図る。
社会的な資質や能力を高め、自己指導能力を育成する。

(3) 指導の際の留意点

生徒理解に努める。

一人一人の個性を把握し生かしていくために、個々の生徒の持つそれぞれの特徴や傾向をよく理解することが大切である。そのためにも、生徒のわずかな変化も見逃さない感性を日頃より磨いていく努力が必要である。

共感的な人間関係を育成する。

教師対生徒（師 弟）の関係ではなく、一人の人間対人間の関係に立つてこそ、共感的な理解に基づく人間関係が成立する。一個の人格を備えた人間として、お互いに対等であり、互いに尊重しあい、人間味豊かな関係であることが、共感的な人間関係には不可欠である。

自己存在感を持たせる。

学校生活において、生徒が集団に埋没しないで、集団の一員としての確たる存在感を抱くことは、自己の持つ能力・適性等を発揮し、自己実現を図っていくとともに、望ましい社会的な資質・態度の育成のうえからも重要である。

自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

生徒が日常の生活のさまざまな場面で、自らの行動を選択・決断し、実行し、責任をとるという経験（自己決定の場）を幅広く持つことの積み重ねが大切である。

全校体制で指導する。

全教職員の共通理解と共通行動があってこそ、指導がより確かなものとなる。

(4) 岐阜県の生徒指導の「方針と重点」について

< 重 点 >

共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる

< 具体的事項 >

社会の一員としての自覚を深め、自らの行動に責任をもち、主体的に判断し、行動することができる態度や、積極的に自己を生かす能力を育てる。

全教育活動を通して一人一人が自己の存在感や所属感を味わうことができるとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう、指導を徹底する。

信頼と愛情に基づく共感的理解に徹し、日常のわずかな変化をとらえ、適切な対応ができるよう、全校体制による教育相談を充実する。

問題行動（いじめ、暴力行為、性非行、薬物乱用、携帯電話やインターネットによる事案等）や不登校については、全教職員が危機意識をもち、共通理解のもと組織的に対応し、未然防止・早期対応に努め指導を徹底する。

生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、高等学校間や幼・小・中学校及び関係機関等との情報の共有と行動連携を教科する。

(5) 危機管理対応について

<危機管理の4段階>

問題行動や事故等の予知・予測
問題行動等の防止
問題行動等への対応
問題行動等の再発防止

<危機管理の鉄則>

さ	最悪を想い	最初の対応を慎重に行う
し	慎重、かつ	指揮系統をはっきりさせる
す	素早く	推測で動かず、正確な情報を得る
せ	誠意をもって	戦略と戦術にたける
そ	組織で対応	組織の役割分担を明確にする

(6) 教育相談について

子どもたちの、「心」のサインを見逃さない対応が必要。

<教育相談の進め方>

個々の生徒の理解に必要なかつ適切な資料収集をする。
全生徒を対象として、すべての生徒の能力、適性等を最大限発揮できるように努める。
保護者との連携を密にし、生徒、教師、保護者の三者による相談形態も大切にする。
場合によっては、スクールカウンセラー、専門医等との連携を積極的に進める。
HR担任による教育相談だけでなく、学校全体で相談活動が行われるよう学校として教育相談体制の確立を図る。

(7) ホームルーム運営について

<HR活動で生徒の連帯意識を育て方>

HR活動の目標と内容を明確にする。
LHRの時間における達成感・充実感はHR経営の発展を約束する。
学校行事をHRとして取り組み、有効に利用する。
生徒は自主性を主張しながらも、HRTの指導と援助を望んでいる。
日頃から、リーダー養成に心がけ、HR活動のための基礎づくりを行う。

(8) 生徒指導の今日的課題

<積極的な生徒指導>・・・未然予防指導、事前指導

学校適応指導
教育相談
学業指導
進路指導
学級指導
生徒会指導

<消極的な生徒指導>・・・問題行動への対応

いじめ問題
校内暴力
性に関わる問題
飲酒・薬物乱用
脅迫・恐喝
万引き等の窃盗

7 進路指導

(1) 進路指導とは

進路指導とは「生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的・継続的に指導・援助する過程」(中学校・高等学校進路指導の手引)とされている。よく、進路指導は卒業時における就職や進学の指導・あっせんと考えられているようであるが、**本来の進路指導とは、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育成する教育活動である。**

教育活動としての進路指導

進路指導は、一人一人の生徒が自己理解を深めるための教師の指導・援助。

進路指導は、一人一人の生徒が自己と社会のかかわりについて深く考えさせるための教育活動。

進路指導は、一人一人の生徒の個性に応じて将来の進路の決定を援助する教育活動。

進路指導は、教職員の協力的な指導体制によって運営される教育活動。

進路指導は、それぞれの学校が生徒の家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携・協力のもとに運営される教育活動。

すなわち、進路指導の本質は単に卒業時における就職や進学の指導・あっせんではなく、生徒自らが、将来の進むべき道を選択し、自ら進路を決定できる能力を育成するとともに、自分の生きがいと深くかかわる進路についての自覚を深めさせるために行う指導・援助である。

(2) 進路指導の課題

進路指導の意義や必要性についての**共通理解を深めること。**

進路指導に関する**校内指導体制の確立を図ること。**

学校の教育課程における**進路指導の位置付けを明確にすること。**

ホームルーム活動における進路指導の充実を図ること。

就業にかかわる体験的な学習や、外部の教育力を活用した教育活動を通して望ましい勤労観・職業観の育成に努め、**キャリア教育の推進を図ること。**

生徒一人一人が自己の能力・適性を生かし、自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択決定ができるよう、**ガイダンスの機能の充実を図ること。**

社会や産業の進展に即した、進路に関する**情報や資料の整備とその活用を図ること。**

進路指導に関する評価を適切に行うこと。

保護者の進路指導に関する理解と協力が得られるように努めること。

就業体験（インターンシップ）を積極的に推進すること。

(3) ホームルーム活動における進路指導の進め方

高等学校学習指導要領の「特別活動」のうち「ホームルーム活動」の内容として、特に進路指導に関する事項については、(3)学業と進路において、「学ぶことと働くことの意義の理解」、「主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用」、「教科・科目の適切な選択」、「進路適性の理解と進路情報の活用」、「望ましい勤労観・職業観の確立」、「主体的な進路の選択決定と将来設計」が課題として上げられている。

各学校においては、ホームルーム活動の年間指導計画は、学校全体としての重点的な指導事項とホームルーム活動で取り上げる事項との間に一貫性を図りながら作成されている。このため、進路指導に関しても、その学校の指導方針についての共通理解をもち、各学年、各ホームルームにおいては、それらを反映させた進路指導計画を作成し、適切な指導・援助を行う必要がある。

留意点

進路指導の適時性や順序性の具体化を図るため、学校の進路指導の理念や体制に基づく、学年ごとの進路指導の目標や、「何のために、どのようなことを、どのような観点から学習するのか」などについて、よく理解しておくこと。

生徒の態度や行動は、種々の条件が重なり合っているため、その能力・適性などについては、平素から、観察、検査、調査、作文、個人懇談などを通して一人一人の生徒をよく知り、生徒自らの計画や、職業選択・決定について指導・援助をし、「人生設計」についてのよき相談相手となること。

「ロングホームルーム」では、進路学習についての時間を確保すること。特に、上記の「将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること」の具体的な内容として、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計などについて取り上げ、指導内容、題材を「いつ、どこで、どのように」組み立てるかについて工夫改善を図ること。

生徒の当面する問題の中には、他の生徒にも共通していてそれらを一斉に指導する場合もあるが、個人的な問題の解決には個別指導を行い、両者についての関連を深め効果的に進めること。

生徒に職業・産業・企業に関する啓発的な知識や情報を与えるために、平素から種々の機会や交流を通して、教師自身が社会的な視野や知見を広め、教育的な見識を高めること。

8 産業教育

(1) 産業教育の現状

高等学校における産業教育は、農業、工業、商業、生活産業、情報など職業に関する専門教育を行う専門高校を中心に行われている。

職業に関する学科を設置する学校では、有為な職業人を多数育成するとともに、望ましい勤労観・職業観の育成や豊かな創造性を養う総合的な人間教育の場としても大きな役割を果たしている。しかし、近年は社会や産業構造の変化、入学してくる生徒の多様化が進んでおり、専門高校においても教育内容や指導方法の一層の改善・充実が求められている。

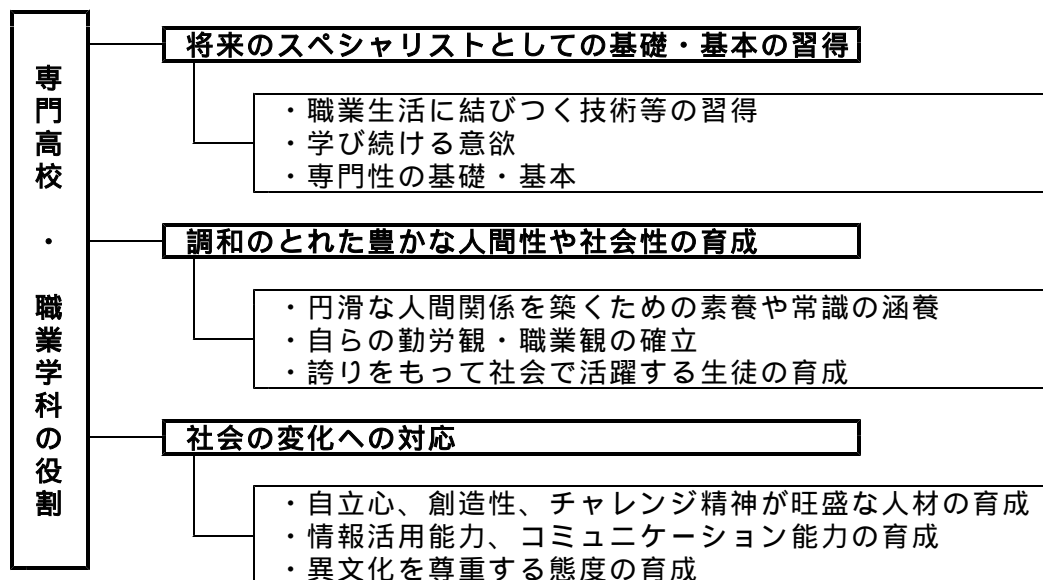
(2) これからの産業教育への期待

平成10年7月の理科教育及び産業教育審議会の答申では、今後の専門高校における教育の改善・充実の方向として、専門性の基礎・基本の重視、社会の変化や産業の動向等に適切に対応した教育の展開、地域や産業界とのパートナーシップの確立等が示されている。

平成13年3月の岐阜県地方産業教育審議会の答申では、今後の産業教育への期待として、職業教育に直接結びついた知識や技能・技術はもとより、専門性を学び続ける意欲を高め、基礎的な知識・技術を確実に身に付けることや創造性を養い、社会の中で、円滑な人間関係を築いていくための素養や常識を身に付けるなど調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成を図ることが必要であると提言されている。また、同答申では、今後は、小学校、中学校及び高等学校の総合学科や普通科においても、児童生徒の発達段階に応じて産業教育を積極的に導入するなどして、働くことの喜び、満足感やその意義を学ぶとともに、生涯を通して適時に行われる教育や学習の基盤をなすものとして一層の充実を図ることの必要性が提言されている。

(3) これからの専門高校・職業学科の役割

平成13年3月の岐阜県地方産業教育審議会答申では、これからの専門高校・職業学科の役割について次のように提言されている。



(4) 産業教育の改善・充実のための課題

- 産業界や地域社会とのパートナーシップの推進
- ・産業界と連携した実務・教育連結型人材育成の拡大
- ・インターンシップの充実
- ・幅広い体験学習の推進
- 社会や産業界の期待に応える魅力ある産業教育の展開
- 産業教育にかかわる教員の専門性の向上
- 産業技術の高度化に対応した施設・設備の充実

9 人権同和教育

(1) 同和問題をはじめとする様々な人権問題

21世紀は「人権の世紀」と言われている。私たちは誰もが明るく幸せに暮らしたいと願っている。この願いを憲法では、決して侵すことのできない基本的人権として保障している。人権は、私たち一人一人が幸せに人間らしく生きていくために、生まれながらにして平等に与えられている大切な権利である。

しかし、我が国の人権に関する現状を見ると、国際化、高齢化、少子化、情報化などによる社会の変化に伴い、外国人や高齢者、さらには感染症被害者などの人権にかかわる新たな課題が生じてきている。また、人種・信条・性別・その他の理由による差別は今なお存在し、なかでも同和問題は、日本国民の一部の人たちが、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという社会問題である。

(2) 学校における人権同和教育

すべての学校において、基本的人権尊重の精神に徹する人権同和教育の充実が図られなければならない。このため、全教育活動を通じ、基本的人権を尊重する精神を基本とし、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別を排除するため、地域の実情に即した教育を推進していく必要がある。

人権同和教育の推進にあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果とこれまでの手法への評価をふまえ、同和問題を人権問題の重要な柱として捉えると共に、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築していくことが大切である。

また、教師が意識するとしないとにかかわらず、教師が何をめざし、実際にどんなことを言ったり行ったりしているかが児童生徒に大きな影響を及ぼすことを自覚し、まずは教師自身が人権感覚を意識的・継続的に磨いていくことも必要である。生徒の人権感覚を育み、同和問題をはじめとする様々な人権問題は必ず解決できるという認識と解決への意欲、態度を育てることを目的とし、次の点を基本的な構えとして、日々の指導内容や方法について一層研修を深めていかなければならない。

基本的な指導

- ア 教育基本法、学習指導要領に基づいて指導する。
- イ 自らの課題として主体的に受け止めるよう指導する。
- ウ 児童生徒の発達段階をふまえて指導する。
- エ 生徒の実態や個に即して指導する。
- オ 地域の実情をふまえ、保護者と連携を図って指導する。
- カ 他領域との関連を図り、学校教育活動の全領域で指導する。
- キ 全教職員の共通理解を図り、意図的・計画的に指導する。

【参考資料】

- 「同和教育指導者用手引き」「続・心のふれあい」岐阜県同和教育協議会発行
- 「ひびきあい」「ひびきあいNo.2～No.8」岐阜県同和教育協議会発行
- 「人権同和教育指導資料」岐阜県教育委員会発行

10 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

県では、教育、福祉、医療、労働等が一体となって「特別支援教育連携協議会」を組織するとともに、専門相談支援員の派遣などを行い、市町村における体制整備のための支援を行っている。

小・中学校では、校内の体制推進のために校内委員会の設置を進めている。さらに、特別支援教育の推進役調整役となる「特別支援教育コーディネーター」をすべての小・中学校や特別支援学校に配置できるように養成するとともに、職員研修の充実も図っている。また、通常の学級で学んでいる LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等、発達障がいのある児童生徒の支援のために、「特別支援教育アシスタント」を設置している。

(2) 特別支援学校における教育

特別支援学校では、可能な限り自立し、社会参加ができるよう障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、きめ細やかな教育を行っている。また、小学校及び中学校の義務教育に対応して、それぞれ小学部と中学部があり、幼稚部と高等部、訪問教育を置くことができるようになっている。さらに、特別支援教育についての様々な相談に応じており、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校を目指している。

(3) 特別支援学級における教育

特別支援学級は、障がいの比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の障がいの状態に配慮しながら、小学校や中学校に準じた教育を行っている。きめ細やかな対応ができるように、少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われている。なお、岐阜県では、障がいの種類に合わせて、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、情緒障がいの5種の特別支援学級が設置されている。

(4) 通級による指導

通級による指導では、言語や聴覚、情緒などに軽度の障がいのある児童生徒や、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）などの児童生徒が、小学校、中学校の通常の学級に学びながら、おおむね週1～3時間程度の専門的な個別指導を受けることができる。

(5) 小・中学校の通常の学級における特別な教育支援

保育園・幼稚園、小・中・高等学校の通常学級などには、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）や高機能自閉症など、特別な教育的支援が必要な子どもたちが在籍している。現在、これらの子どもたちに対する指導の充実を図り、指導方法を確立することを目指して、特別支援教育の体制整備を進めているところである。

11 定時制・通信制教育

(1) 定時制・通信制教育の概況

働きながら学ぶ青少年のための高等学校として、昭和23年に現在の定時制及び通信制の課程が発足した。

定時制課程の生徒数は、昭和28年には全国で約56万7千人に達し、高等学校全生徒数の約23%を占めたが、その後、高等学校への進学率が向上したのとは逆に、定時制への進学者数は減少した。岐阜県でも、繊維産業の隆盛に伴い、昭和41年には、14,658人とピークに達したが、その後は急激に減少した。しかし、平成9年度を最小に、その後は再び増加傾向を示しており、平成22年度の生徒数は約1,880人で、県内の高等学校全生徒数の約3.3%である。

定時制発足当初、県内の各地に開設された定時制の大部分は、統廃合されるか、全日制高校の母体となって現在に至っている。現在は11校に定時制課程が設けられており、独立校3校のほかに、全日制に併置された夜間の定時制がある。

通信制の課程の主な学習方法は、

レポート課題を家庭において作成し、添削指導により学習し、

月2回程度登校してスクーリングを受ける。

平成22年度の生徒数は、約1,000人である。最近の入学者には、社会人や主婦などの成人層の他、50歳以上の高齢者もみられ、また、全日制・定時制からの転編入生も増加している。

平成10年度入学生からは県立高校定時制・通信制のすべてが単位制として改編された。また、新しいタイプの3部制単位制高等学校として、平成12年度には「華陽フロンティア高等学校」が、平成16年度には「東濃フロンティア高等学校」が開設された。これらにより、自校以外の学修成果を評価する制度の活用や過去の学修歴を生かすことができるなど、様々な学習ニーズに応えることができるものと期待されている。

(2) 教育課程と指導上の留意点

教育課程は、基本的には全日制の課程と変わらないが、働きながら学ぶ生徒の学習上の負担を軽減するため、実務等による職業科目の履修の一部代替や各種学校、専修学校と技能連携教育を行う制度などがある。なお、定時制の修業年限は通常は4年間であるが、3年間で卒業する(3年修業制)ことも可能である。また、定通生徒生活体験発表大会、定通体育大会(全国、東海、県大会)など定通教育独自の行事が行われ、勤労青少年教育の振興が図られている。

学習指導や生徒指導に当たっては、生徒の実情等を配慮し、学力等が多様化している実態を十分把握した上で、生徒に接することが大切である。

資料 1 初任者研修制度の法的根拠

教育公務員特例法

(条件附任用)

第12条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条第1項に規定する採用については、同項中「6月」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。
2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(研修計画の体系的な樹立)

第25条 任命権者が定める初任者研修及び10年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

資料2 教員の身分と服務

公立学校の教員は、児童生徒を指導する教育の専門家としての立場とともに、教育公務員、地方公務員としての立場をもち、いろいろの義務や制限が課せられている。したがって、公務員としての立場を自覚し、全体の奉仕者として信頼されるように努めなければならない。

- 身分
・公立学校の教員は、「地方公務員」としての身分をもち、地方公務員法の適用を受ける。しかし、教育という職責の特殊性に基づき、「教育公務員」としての特例が教育公務員特例法等に設けられている。
- 服務
・服務とは、職員が守るべき義務ないし規律。
- 服務の根本基準
・地方公務員法第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、職員が公務に従事する上において基本となる規準を示している。
これから、義務、制限、禁止の条項が導かれている。
サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同第32条）
信用失墜行為の禁止（同第33条）
秘密を守る義務（同第34条）
職務に専念する義務（同第35条）
政治的行為の制限（同第36条）
争議行為等の禁止（同第37条）
営利企業等の従事制限（同第38条）
- サービスの宣誓
・職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。
（地方公務員法第31条）
・新たに職員等となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第一による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。
（岐阜県職員等のサービスの宣誓に関する条例第2条）

別記様式第一

宣 誓 書

わたくしは、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。

わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、法令に従い、誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

平成 年 月 日

氏 名 印

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。（地方公務員法第32条）
 - ・法令等に従うのは、当然のことである。
 - ・職務上の命令に従うのは、学校の組織の統一性を確保し、全職員が共通の意志のもとで教育活動に当たるために必要なことである。

- 信用失墜行為の禁止
 - ・職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（地方公務員法第33条）
 - ・特定の職員の行動が、学校の職員全体の行為、又は教員一般の行為として受け取られる場合がある。このことから、職務の遂行とは直接関係のない職員個人の行為であっても、公務に対する信頼を失わせるものになりかねない。したがって、信用失墜行為禁止の規定は、職務上のみならず職務外においても、教員である以上は課せられている。

- 秘密を守る義務
 - ・職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。（地方公務員法第34条）
 - ・職員会議の内容を軽々しく外部に漏らしたり、試験の問題を漏らしたりすることがあってはならない。児童生徒の個人情報も当然のことである。

- 職務に専念する義務
 - ・職員は、法令等に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。（地方公務員法第35条）
 - ・特別の定めには、例えば、休憩時間（給与条例第35条）等がある。

- 政治的行為の制限
 - ・職員は、政治的行為の制限を受ける。職員は、全体の奉仕者であって、一部の政党や政治団体に偏することなく、中立の立場で継続的かつ安定した職務の遂行を要求されるからである。（地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条）

- 争議行為等の禁止
 - ・職員は、同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）その他の争議行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企たり、そそのかしたり、若しくはあおったりしてはならない。（地方公務員法第37条）

- 営利企業等の従事の制限
 - ・職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて職務に専念しなければならない。また、勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い、学校がなすべき職務にのみ従事しなければならない。これらの義務が十分に遂行されるためには、職務に影響を及ぼすような行為に職員が従事することは、勤務時間の内外を問わず制限される。（地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条）

平成23年度

教育実践の手引

高等学校・特別支援学校用

平成23年3月 発行
岐阜県教育委員会教育研修課
〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1
TEL 058-271-3326
FAX 058-276-6774